

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 -決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 -定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
H29		・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	4	○新理事会 -決算、社会福祉充実計画、新役員案	○社会福祉充実計画の承認 （申請後一定期間内に承認）
	5	○新評議員会 -決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準	
	6	-新役員・会計監査人の選任→任期開始（現役員の任期満了）	
	○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）		
	5		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会  
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会  
旧理事会：現行法に基づく理事会